

長井市告示第145号

令和6年度長井市空き家財片付け等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

長井市長 内 谷 重 治

令和6年度長井市空き家財片付け等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内にある空き家の利活用を図るため、第2条第1項に規定する空き家であって、長井市空き家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の家財道具の搬出及び運搬並びに敷地内の庭木の伐採等の片付けを行うために必要な経費について、予算の範囲内で交付する令和6年度長井市空き家財片付け等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が所有する長井市固定資産課税台帳に登録されている専用住宅及び併用住宅で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 家財道具等 空き家及びその敷地内に使用されず放置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨、その他の家財道具をいい、併用住宅においては居住の用に供されていたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（個人に限る。）とする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者（長井市空き家バンク実施要綱（平成29年12月15日施行）第6条第1項に規定する物件登録者をいう。）であって、補助金の交付の申請をした日から同日の属する年度の翌年度初日から起算して1年を経過する日まで、空き家バンクに当該物件を登録することに同意する者
- (2) 長井市の市税の滞納がない者

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら又は事業者に委託して行う、登録物件に係る次に掲げる作業に要する経費とする。

- (1) 使用されず、残置された状態の家財道具等の搬出及び処分

- (2) 清掃
- (3) 登録物件の敷地内の樹木の伐採又は除草、草刈等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）の額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金は、登録物件1件につき、1回限り交付するものとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付申請書（兼）同意書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し
- (2) 補助対象事業に係る登録物件の現況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、空き家バンクに物件登録した日から6カ月以内とする。

- 3 補助対象者は、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業を実施してはならない。
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付の決定を行い、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象経費の20%以内の額の変更
- (2) 交付目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

- 2 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により、市長の承認を受けようとするときは、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは変更の承認を行うものとし、当該事業者に対し、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 事業者は、補助対象事業終了後、速やかに令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業に係る写真で、登録物件の状況につき、補助対象事業の実施前及び実施後の比較ができるもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定等)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、規則第14条の規定によりその内容を審査の上、補助金の額を確定し、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金の額の確定通知書（別記様式第6号）により事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定額が、第7条の規定による補助金の交付決定額と同額である場合においては、前項の通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額がその額を超えるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の請求及び交付)

第12条 事業者は、補助金の請求をしようとするときは、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとし、必要と認めるときは補助金の概算払いをすることができる。

(関係書類等の整備)

第13条 事業者は、補助事業に係るすべての証票書類及び帳簿を整備し、かつ、これらの書類等を事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存するとともに補助事業以外の経費と区分しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

年 月 日

長井市長 宛て

(申請者)
住 所
氏 名

令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付申請書（兼）同意書

標記補助金について、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、次の事項に同意します。

- （1）申請者の長井市の市税に係る滞納状況について長井市が調査及び確認すること。
- （2）登録物件に係る売買又は賃貸借の契約が締結された場合を除き、補助金の交付の申請をした日から同日の属する年度の翌年度初日から起算して1年を経過する日まで、長井市空き家バンクに登録すること。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 長井市空き家バンク登録番号 第 _____ 号
- 3 登録物件の所在地 長井市 _____
- 4 添付書類
 - （1） 補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し
 - （2） 補助対象事業に係る現況写真
 - （3） その他市長が必要と認める書類

指令長 第 号
年 月 日

様

長井市長

令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請があった標記補助金については、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 補助金の交付条件

- （1）事業者は、規則第6条に定める補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。
- （3）補助事業に係るすべての証票書類及び帳簿を整備しておくとともに、その書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

別記様式第3号（第8条第2項関係）

年 月 日

長井市長 宛て

(申請者)

住 所

氏 名

令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった令和6年度長井市空き
家家財片付け等支援事業費補助金について、下記のとおり変更し、交付金 円の追
加交付（減額承認）を受けたいので、令和6年度空き家家財片付け等支援事業費補助金交
付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更後の補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し
- (2) 変更後の補助対象事業に係る現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(注) 記入にあたっては変更前と変更後が比較対照できるよう変更前を上段に括弧書きで
記載し、変更後を下段に記載すること。

別記様式第4号（第8条第3項関係）

番 号
年 月 日

様

長井市長

令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付決定した令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金については、次のとおり変更交付決定することにしたので、令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付金要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|----|
| 1 既交付決定額 | 千円 |
| 2 変更後の交付決定額 | 千円 |
| 3 差し引き増減額 | 円 |

年 月 日

長井市長 宛て

(申請者)

住 所

氏 名

令和 6 年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け指令長第 号で補助金の交付決定通知があった標記補助金について、令和 6 年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業費 _____ 円

2 交付決定額 _____

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業に係る写真で、登録物件の状況につき、
補助対象事業の実施前及び実施後の比較ができるもの。

別記様式第 6 号（第 1 0 条関係）

番 号
年 月 日

様

長井市長

令和 6 年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告書の提出があった標記補助金の額は、令和 6 年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

長井市長 宛て

(申請者)
住 所
氏 名

令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け指令長第 号で交付決定通知があった標記補助金について、
令和6年度長井市空き家家財片付け等支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 口座振込先

金融機関・支店名								
口座番号	当 座 ・ 普 通							
フリガナ								
口座名義								

※口座名義等の確認のため、通帳の写しを添付してください。